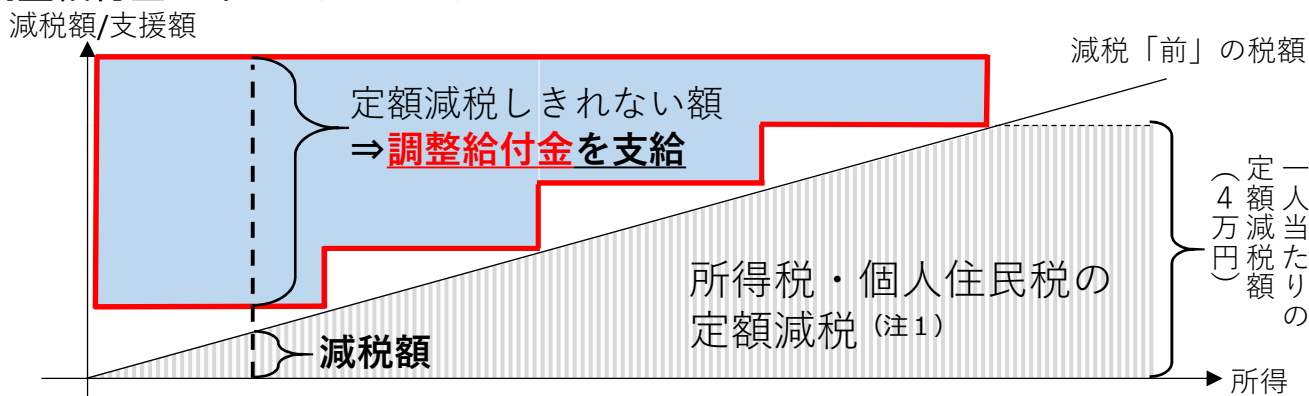


「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）について

「調整給付金」とは？

- デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として、納税者及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき、4万円（令和6年分の所得税から3万円・令和6年度分の個人住民税所得割から1万円）の「定額減税」が行われます（注1）。
- その際、**定額減税しきれないと見込まれる方に対しては、**
当該定額減税しきれない額を1万円単位に切り上げて算定した「**調整給付金**」が支給されます（注2）。

<調整給付金のイメージ（注3）>



（注1）定額減税についての詳細は、国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

（注2）令和5年の課税状況に基づき、給付額を算定のうえ、令和6年度個人住民税課税団体より支給されます。
令和6年分の所得税が令和5年分の所得税よりも減少した場合等には、令和6年分の所得税の確定後に、給付金を追加で支給する場合があります。

（注3）所得税及び個人住民税所得割それぞれで定額減税しきれない額を算出し、両者を合算の上、1万円単位に切り上げた額が支給額となります。

支給対象者・支給金額について

※支給金額は、個別の課税状況により異なるものであり、下記はあくまで一例です。

- 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を納められており、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる方が支給対象者です。
- 支給金額の具体例は、以下のとおりです。

<例1> 一人暮らしで、所得税1万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合

- ⇒ 所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。
- ・ **定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。**

<例2> 4人家族で、内1人が所得税3万円・住民税所得割2万円（減税前）の納税者の場合（注4）

- ⇒ 所得税から3万円の減税、住民税所得割から2万円の減税が行われます。
- ・ **定額減税しきれない所得税分の9万円と住民税分2万円の計11万円が、調整給付金として支払われます。**

（注4）所得税及び個人住民税において、扶養親族等として申告されている方が、定額減税及び調整給付金の算出基礎となります。詳しくは国税庁HPや総務省HPをご覧ください。

給付金の支給手続き

対象者の方には、7月中に矢掛町（注5）から
「確認書」又は「支給のお知らせ」
をお届けします。

（注5）令和6年度個人住民税課税団体



- 「確認書」が届いた方は、**返信が必要**です。

確認書の記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し、
本人確認書類・通帳の写し等と一緒にご返信ください。



- 「支給のお知らせ」が届いた方は、原則として申請等の手続きは必要ありません。



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金（「調整給付金」）の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

矢掛町 税務課 住民税係

TEL : 0866-82-1030

定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。
- ・ お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）**にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 

